

国民年金保険料・学生納付特例申請について

このお知らせは、令和3年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和4年度も在学予定の方にお送りしています。

①令和4年度も「学生納付特例制度」の利用を希望される方へ

令和3年度と同じ学校等に在学される方

同封の申請書（ハガキ）により申請をすることができます。申請書に必要事項を記入して、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の申請をしてください。

在学される学校等に変更のある方

この申請書（ハガキ）で申請することはできません。改めて在学の事実等について確認する必要があるため、お住まいの市（区）役所・町村役場またはお近くの年金事務所に申請をしてください。（申請には、在学証明書（原本）または学生証の写しが必要です。）

※大学から大学院へ進む場合や短期大学から4年制大学に編入する場合等を含みます。

※申請書は「日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>」からも入手できます。

国民年金保険料学生納付特例申請書（記入例）

※必ず記入例の青字部分の全てを記入してからご提出ください。

入学年月と卒業予定年月をご記入ください。

今回の申請期間は、最長で令和5年3月までです。

学校の名稱	年金大学	学校の所在地	東京 <input checked="" type="radio"/> 千代田 <input type="radio"/> 霞が関1-2-2 <input type="radio"/>
在学予定年月	平成・令和 31 年 4 月入学	令和 5 年 3 月卒業予定	受付年月日
学生納付特例申請期間	令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで		
前年所得	① なし ② あり (128万円以下) ③ あり (128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【あり(人)・なし】		
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村（前住所等を含む）および日本年金機構に委託します。		令和 4 年 4 月 20 日	日本年金機構理事長あて
〒 168 - 8505	住所	東京 <input checked="" type="radio"/> 杉並 <input type="radio"/> 高井戸西3-5-24 <input type="radio"/>	
被保険者氏名	年金 太郎	(電話 XX - XXXX - XXXX)	

被保険者（申請者）ご本人の住所・氏名をご記入ください。
※住民票の住所をご記入ください。

いずれかに必ず〇を記入してください。

「所得＝収入－必要経費」です。

●給与所得者の場合の所得の計算方法：年間所得＝収入－給与所得控除（55万円～）

【アルバイト収入のみの場合の例】

アルバイト収入が1カ月4万円（年間48万円）の場合は、給与所得控除（55万円）以下であるため、所得は「1. なし」となります。（48万円－55万円＝▲7万円となるため）

※学生納付特例は年度ごとに申請を行う必要があります。また、学生納付特例制度は、前年の所得が一定額以下の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するために、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

※学生納付特例の申請書は速やかに提出してください。申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年に所得がある方は、所得が確定した後に審査を行うため、令和4年7月以降に審査結果をお知らせします。なお、審査結果のお知らせ前に納付書が届く場合がありますので、ご了承願います。

※すでに申請をされている方へもご案内させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※前年所得が一定額以上であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料の納付が猶予される臨時特例措置も設けられています。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

②学生納付特例期間の取り扱いについて

年金への影響	納付状況等	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間として…		計算される	計算される	計算されない
老齢基礎年金の年金額に…		反映される	反映されない	反映されない

○保険料を未納のままにしておくと、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として計算されないため、将来の老齢基礎年金や、不測の事態が生じたときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

○学生納付特例期間は、受給資格期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

③保険料の追納について

※令和4年度中に追納する場合の保険料額

年度	追納額（月額）	当初保険料（月額）
平成24年度	15,220円	14,980円
平成25年度	15,190円	15,040円
平成26年度	15,340円	15,250円
平成27年度	15,670円	15,590円
平成28年度	16,330円	16,260円
平成29年度	16,540円	16,490円
平成30年度	16,370円	16,340円
令和元年度	16,430円	16,410円
令和2年度	16,540円	16,540円
令和3年度	16,610円	16,610円
令和4年度	16,590円	16,590円

○学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、あとから納めること（追納）**ができます。

○ただし、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

○なお、保険料の追納にあたっては、申込書の提出が必要となりますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

④令和4年度は「保険料納付」を希望される方へ

令和4年度は学生納付特例制度を利用せず保険料を納めるという方は、別途お送りする納付書により保険料を納付してください。

保険料納付を希望される方は、お得な前納制度をご利用いただけます。前納の納付期限は5月2日までとなっておりますので、お早めにお近くの年金事務所にご連絡ください。

口座振替・クレジットカードでの納付をご希望の方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

免除・納付猶予および学生納付特例は、2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができます。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

産前産後期間の保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受け取るための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。



日本年金機構

Japan Pension Service
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>